



# 1. 日本の査証制度について

## (1) なぜ査証が必要なのか

日本へ入国しようとする外国人(船舶や航空機の乗員を除く。)は、自国政府から旅券(パスポート)の発給を受け、原則としてその旅券に日本国大使館・総領事館等(以下「在外公館」と略称)であらかじめ査証を取得した上で来日しなければなりません。

日本の法律(出入国管理及び難民認定法。以下「入管法」と略称)では、日本に入国・上陸しようとする外国人は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならないと定められています。

すなわち、到着した空港又は海港の出入国港において入国審査官によって行われる上陸審査の際に、査証を所持していることが上陸申請のための1つの要件となっています。

したがって、必要な査証を所持していない場合は、原則として上陸が許可されないこととなります。

## (2) 査証の性格とは

「査証とは何か?」、「査証を取得するためにはどうしたら良いのか?」、「査証さえ取得しておけば入国・在留する上で支障はないのか?」等といった照会が多くあります。

また、在外公館が発給する「査証」と法務省(入国審査官)が付与する上陸許可(又は在留許可)との違いを混同して、「ビザ(この場合の意味は在留許可)の延長はどうすればいいのか?」、「ビザ(この場合の意味も在留許可)の延長を拒否されたのには納得がいかない。」といった照会あるいは苦情を外務省に(法務省に対してではなく)寄せてくる方が少なくありません。また、時には不十分な知識や誤解がもとで入国の際にトラブルに至る事例も散見されます。

査証についての皆様の知識が深まり、これらトラブルを事前に回避する一助となれば幸いです。

### (イ) 「査証」とは

「査証」は英語で「VISA (ビザ)」と呼ばれ、今日では日本語と共に英語名でも親しまれています。日本政府が発給する査証は、「外務省設置法」に基づき外務省の在外公館において発給されるものです。査証は在外公館でしか取得できず、日本に到着した後に国内で取得しようとしてもできません。

「査証」の意義は、本邦に入国しようとする外国人の所持する旅券(パスポート)に付与する「入国のための推薦」、あるいは当該外国人の所持する旅券が真正であり、表示の範囲で本邦入国(滞在)を認定するとの「裏書き」であると言えます。

繰り返しになりますが、査証そのものが入国(滞在)許可を保証するものではなく、空港又は海港における上陸申請のための要件の1つとされているのです。

参考までに、査証が渡航国への入国許可そのものを保証する外国の例も一部にはあります

が、大半の国は我が国同様外国人が入国するためには、査証とは別に出入国管理当局の許可を得なければならない制度をとっています。

#### (ロ) 「上陸許可」とは

「上陸許可」とは、外国人が上陸する空港又は海港で入国審査官等(法務省入国管理局の職員)によって旅券上に表示(「上陸許可証印」が押印)されるもので「査証」とは全く異なり、この上陸許可証印が、入国当初は我が国における合法的滞在の根拠となります。

すなわち、我が国に上陸しようとする外国人は、到着した空港又は海港において入国審査官に対して上陸申請を行ない、旅券の有効性、査証の有無、査証が必要とされる際には査証の有効性、入国目的・滞在予定期間等が審査され、これらの要件が入管法に定められた上陸条件にすべて合致してはじめて「上陸」が認められることとなります。

「上陸許可証印」には、我が国で行うことができる活動又は認められた身分若しくは地位を表す「在留資格」と、我が国で在留することができる「在留期間」のほか、「上陸許可年月日」、「上陸港名」が表示されます。

「在留資格」は英語では「IMMIGRATION STATUS(イミグレーション・ステータス)」と呼ばれています。

なお、上陸後地方入国管理当局において「在留期間更新許可申請」、「在留資格変更許可申請」等を行う際には、「上陸許可」を受けていることが前提となります。

「査証」は上陸港における入国審査官の審査が終了し、上陸許可が付与された時点で使用済み(注)とされ、以後当該外国人が本邦で在留する上での根拠となるものは「上陸許可」となります。

(注) ただし、有効期限が満了していない(有効期間が残っている)「数次査証」については、有効期間満了まで使用済みとはなりません。

### (3) 査証申請を行うには

在外公館で査証申請をする際は、渡航目的により提出・提示書類が異なりますので、前もって外務省又は在外公館に照会の上、必要書類(詳細は 7.査証申請に必要な提出書類について参照)を整え申請して下さい。

渡航目的には、大別して観光等の短期滞在を目的とする場合と、就労等の長期滞在を目的とする場合に分類されますが、その手続方法は以下のとおりです。

なお、在外公館において査証申請を行う際には、申請内容によって本冊子記載の書類以外にも別途書類の提出をお願いする場合があります。また、書類が不足している場合は、申請が受理されないことがありますので注意して下さい

#### (イ) 短期滞在を目的とする場合

日本に短期間(90日以内)滞在して、例えば観光、スポーツ、保養、親族・友人・知人訪問、競技会やコンテスト等へのアマチュアとしての参加、市場調査・業務連絡・商談・契約調印、輸入機械のアフターサービス等の商用、親善訪問等を目的とする場合がこれに該当します(ただし、短期間の滞在であっても収入を伴う事業を運営し、又は報酬を得る活動は、この短期滞在の在留資格には該当しません。)

この査証申請の方法としては、在外公館で申請人が直接査証申請を行わなければなりません。代理人が日本国内で手続きする制度はありません。

査証申請の方法には次の 1)~3)までの方法がありますが、原則として 1)方法が一般的であり、2)及び 3)は必要に応じて行われます。

- 1) 申請人(査証申請) → 在外公館(査証発給) → 申請人(上陸申請) → 出入国港(上陸許可)
- 2) 申請人(査証申請) → 在外公館(照会) → 外務省(指示) → 在外公館(査証発給) → 申請人(上陸申請) → 出入国港(上陸許可)
- 3) 申請人(査証申請) → 在外公館(照会) → 外務省(協議) → 法務省(指示) → 地方入国管理局(報告) → 法務省(回答) → 外務省(指示) → 在外公館(査証発給) → 申請人(上陸申請) → 出入国港(上陸許可)

#### (ロ) 就労あるいは長期的滞在を目的とする場合

我が国の査証は 7 区分あり、そのうち就業査証は 14 の種類(査証区分及び在留資格受入れ範囲は参照)に分かれますが、この就業査証を取得し入国した場合には、当然のことながら就労することができます。

この中で一般的な職種としては、例えば外国企業社員の長期駐在、外国の知識を生かした日本企業への就職、コンサート・演劇・スポーツ等の興行活動、外国語教師としての教育活動等が挙げられます。

就労はできませんが、留学、就学、企業における研修等一定の基準を満たせば、長期滞在が認められる活動もあります。このほか、身分若しくは地位により長期滞在が認められる在留資格としては、例えば日本人の配偶者等、定住者があります。

これらのケースの査証申請手続は、上記「短期滞在目的」のケースとは異なり、あらかじめ日本国内で「在留資格認定証明書」(下記《注》参照)の交付申請手続を行うことができ、この証明書を取得した上で、在外公館に査証申請する場合には、在外公館において申請人が在留資格認定証明書なしで査証申請手続を行う場合と比較して、短期間に査証を取得することが可能となります。

#### 《注》在留資格認定証明書制度とは；

『在留資格認定証明書』(下図では「証明書」と略称)とは、外国人が上陸審査の際に我が国で行おうとする活動が虚偽のものでなく、かつ、入管法上のいずれかの在留資格(短期滞在の在留資格を除く)に該当する活動である等上陸の条件に適合していることを証明するために、法務省所管の地方入国管理当局において事前に交付される証明書のことで、英語では“Certificate of Eligibility”と言います。

# 天池クラブ活動案

(1997、10～1998、10)

年月日	活動種類	内 容	担 当	場 所
97.10.26	定例会	就学・就職経験談・交流	尹昌洙	文京区役所
	活 動			4階会議室
	その他			
*97.11.30	定例会	日本の査証制度について	金炳哲	文京区役所
*	時 間	1997年11月30日14時～17時		4階会議室
*	交 通	地下鉄丸の内線後楽園駅1分	お問合せ☎	03(3966)0957
97.12.28	定例会	忘 年 会	黄正浩	東京都中央区銀座
	時 間	12月28日16時集合	(詳細別途	7-12-7 太陽ビル1F
	開 始	17時～	通知)	舎廊房(サランパソ)
98.1	定例会	春節(旧正月)活動	理事会	場所未定
	時 間	(1998年01月28日前後の休日)		(当月臨時通知)
98.2.22	定例会	時 事 討 論	理事会	文京区役所
	活 動			(暫定)
98.3.29	定例会	時 事 討 論	理事会	文京区役所
	活 動	韓国観光(暫定)	金万寿	(暫定)
98.4.26	定例会	時 事 討 論	理事会	文京区役所
	活 動	花 見	理事会	(暫定)
		(野外活動)		
98.5.31	定例会	就学・就職案内	李東衛	文京区役所
	活 動			(暫定)
	その他			
98.6.28	定例会	時 事 討 論	理事会	文京区役所
	活 動			(暫定)
	その他			
98.7.26	定例会	時 事 討 論	理事会	文京区役所
	活 動			(暫定)
	その他			
98.8.30	定例会	時 事 討 論	理事会	文京区役所
	活 動	自然とのふれあい	理事会	(暫定)
		(野外活動)		
98.9.27	定例会	次期理事会選挙	理事会	文京区役所
	活 動			(暫定)
	その他			
98.10.25	定例会	当選理事会発足	新理事会	文京区役所
	活 動			(暫定)
	その他			